

平成 29 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 1 号議案～第 48 号議案

平成 29 年 2 月 27 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 1 号 議 案	専決処分の承認を求めることについて (市所有自動車の衝突事故に係る和解(専決第 1 号))	1
第 2 号 議 案	平成 29 年度 舞鶴市一般会計予算	別 冊
第 3 号 議 案	平成 29 年度 舞鶴市水道事業会計予算	〃
第 4 号 議 案	平成 29 年度 舞鶴市病院事業会計予算	〃
第 5 号 議 案	平成 29 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計予算	〃
第 6 号 議 案	平成 29 年度 舞鶴市簡易水道事業会計予算	〃
第 7 号 議 案	平成 29 年度 舞鶴市貯木事業会計予算	〃
第 8 号 議 案	平成 29 年度 舞鶴市下水道事業会計予算	〃
第 9 号 議 案	平成 29 年度 舞鶴市駐車場事業会計予算	〃
第 10 号 議 案	平成 29 年度 舞鶴市介護保険事業会計予算	〃
第 11 号 議 案	平成 29 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算	〃
第 12 号 議 案	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について	4
第 13 号 議 案	舞鶴市特別会計条例の一部を改正する条例制定について	14
第 14 号 議 案	舞鶴市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について	15

第 15 号 議 案	舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	16
第 16 号 議 案	舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について	18
第 17 号 議 案	舞鶴市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について	20
第 18 号 議 案	舞鶴市豊かな森を育てる基金条例制定について	22
第 19 号 議 案	舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について	24
第 20 号 議 案	舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の一部を改正する条例制定について	26
第 21 号 議 案	舞鶴市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について	28
第 22 号 議 案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	29
第 23 号 議 案	有本千壽子基金条例の一部を改正する条例制定について	31
第 24 号 議 案	舞鶴市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について	32
第 25 号 議 案	舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	34
第 26 号 議 案	舞鶴市保健センター条例の一部を改正する条例制定について	37
第 27 号 議 案	舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	38
第 28 号 議 案	舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	60

第 29 号議案	舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	62
第 30 号議案	舞鶴市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例制定について	64
第 31 号議案	舞鶴市上下水道事業審議会条例制定について	65
第 32 号議案	舞鶴市駐車場基金条例制定について	68
第 33 号議案	舞鶴市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	70
第 34 号議案	舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	71
第 35 号議案	市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	74
第 36 号議案	舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例制定について	75
第 37 号議案	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	77
第 38 号議案	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	94
第 39 号議案	市道路線の認定及び変更について	102
第 40 号議案	平成 28 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 6 号)	別 冊
第 41 号議案	平成 28 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 7 号)	〃
第 42 号議案	平成 28 年度 舞鶴市病院事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 43 号議案	平成 28 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 3 号)	〃

第 44 号議案	平成 28 年度 舞鶴市簡易水道事業会計補正予算(第 3 号)	〃
第 45 号議案	平成 28 年度 舞鶴市土地建物造成事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 46 号議案	平成 28 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 47 号議案	平成 28 年度 舞鶴市駐車場事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 48 号議案	平成 28 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計補正予算(第 2 号)	〃

第1号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

市所有自動車の衝突事故に係る和解(専決第1号)

平成29年2月27日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第 1 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、市所有自動車の衝突事故に係る和解について、下記のとおり専決処分する。

平成 29 年 1 月 31 日

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 和解の内容

当該事故に係る相手側の治療費等の全額(1,713,029 円)及び慰謝料(649,910 円)の合計額 2,362,939 円を舞鶴市が相手側に支払う。

2 事件の概要

市所有自動車は道路を走行中、運転を誤り、反対車線を走行していた相手方自動車に衝突し、相手方を負傷させた。

3 発生日月日

平成 28 年 6 月 3 日

4 発生場所

舞鶴市高野台地内

市道谷田深迫線

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 12 号議案

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市市税条例の一部改正)

第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(舞鶴市市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち舞鶴市市税条例附則第7条の3第8項第5号の改正規定の次に次のように加える。

附則第13条第1項中「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、

同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の2条を加える。

第1条の2 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の8、第67条」の右に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第35条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療用のもの
- (3) その他市長が認めるもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の

部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第1号ア及びイ中「年額2,000円」を「年額 2,000円」に改め、同号ウ中「年額2,400円」を「年額 2,400円」に改め、同号エ中「年額3,700円」を「年額 3,700円」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

3輪のもの 年額3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額6,900円

を

自家用 年額10,800円

貨物用のもの

営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円

」

「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

に改め、同号イ中

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」

「農耕作業用のもの 年額2,000円

その他のもの 年額5,900円

を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

に改め、同条第3号中「年額6,000

円」を「年額 6,000円」に改める。

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の右に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「掲げる軽自動車等」の右に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第12条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第12条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第12条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第12条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市

長」とあるのは、「府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第12条の5 市は、府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第12条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第13条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第13条第2項から第4項までを削る。

(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条の3 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第18項中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「新条例第82条及

び新条例」を「舞鶴市市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第13条	第82条	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第20号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第18項の規定により読み替えて適用される第82条
附則第13条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第18項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第13条の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第18項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第13条の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第18項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第2条のうち舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)附則第17項の改正規定中「を削り」の右に「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の

申告書、第98条第1項」に改め」を加える。

附則第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第1条中舞鶴市市税条例附則第13条の改正規定及び附則第13項の規定 平成29年4月1日

附則第1項に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第1条の3の規定並びに第2条中舞鶴市市税条例の一部を改正する条例附則第17項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第5項、第14項及び第15項の規定 平成31年10月1日

附則第11項を附則第12項とし、附則第5項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、附則第4項の次に次の1項を加える。

5 第1条の2の規定による改正後の舞鶴市市税条例(附則第14項及び第15項において「31年新条例」という。)第35条の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

13 新条例附則第13条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

14 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

15 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

平成 31 年に実施される消費税等の税率引上げによる地域間の税源の偏在性に対応するための税制上の措置を講ずる等所要の改正を行いたいので提案する。

第 13 号議案

舞鶴市特別会計条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市特別会計条例の一部を改正する条例

舞鶴市特別会計条例(昭和 39 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(舞鶴市分譲住宅条例の廃止)
- 2 舞鶴市分譲住宅条例(昭和 32 年条例第 11 号)は、廃止する。
(舞鶴市土地開発基金条例の一部改正)
- 3 舞鶴市土地開発基金条例(昭和 44 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。
第 6 条中「土地建物造成事業会計歳入歳出予算」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

提案理由

所期の目的を達した土地建物造成事業会計を廃止したいので提案する。

第 14 号議案

舞鶴市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

舞鶴市特別職報酬等審議会条例(昭和 40 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市長の諮問に応じ、議員報酬等」を「議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料(以下「特別職報酬等」という。)」に改める。

第 2 条の見出しを「(所掌事項等)」に改め、同条中「議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料」を「特別職報酬等」に、「当該議員報酬等」を「当該特別職報酬等」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審議会は、市長の諮問に応じ、特別職報酬等の額について審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

教育長の給料の額を一層公正なものとするため、本審議会の審議の対象に追加したいので提案する。

第 15 号議案

舞鶴市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

題名中「特別職の職員で常勤のもの」を「市長及び副市長」に改める。

第 1 条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」を削り、「特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)」を「市長及び副市長」に改め、同条各号を削る。

第 2 条及び第 4 条第 2 項中「特別職の職員」を「市長及び副市長」に改める。

附則第 5 項及び第 13 項中「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」を「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項及び第 6 項中「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」を「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

市長、副市長及び教育長の給料等の減額措置を平成 29 年度においても実施する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 16 号議案

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例(平成 15 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条各号列記以外の部分中「次の」の右に「公室及び」を加え、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 市長公室

第 1 条中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 政策推進部

第 2 条各号列記以外の部分中「部」を「公室及び部」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 市長公室

ア 市の危機管理の総括に関すること。

イ 秘書、広報及び広聴に関すること。

ウ 職員に関すること。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号オを削り、同号カを同号オとし、同号キから同号ケまでを同号カから同号クまでとし、同号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 政策推進部

ア 市政の総合的な企画及び調整に関すること。

イ 行財政改革の総合調整に関すること。

ウ 財政に関すること。

第3条中「部」を「公室及び部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(舞鶴市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 舞鶴市特別職報酬等審議会条例(昭和40年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画管理部」を「市長公室」に改める。

(舞鶴市職員倫理条例の一部改正)

3 舞鶴市職員倫理条例(平成16年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「部の部長」を「公室及び部の長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「部長」を「長」に改める。

(舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

4 舞鶴市消防長及び消防署長の資格を定める条例(平成26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規定する」の右に「公室及び」を加える。

提案理由

効率的かつ効果的な組織運営を行うため、組織及び分掌事務を改めたいので提案する。

第 17 号議案

舞鶴市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市個人情報保護条例(平成 16 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 36 条第 1 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

(舞鶴市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に 3 項を加える改正規定中「第 2 項」の右に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加え、第 35 条の次に 1 条を加える改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第 2 項」の右に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加える。

(舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成 16 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「第 26 条第 1 項」を「第 27 条第 1 項」に改める。

第 8 条中「総務部総務課」を「総務部」に改める。

(舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第4条 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条の規定及び第3条の規定(第8条の改正規定に限る。)は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する同法の条項を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 18 号議案

舞鶴市豊かな森を育てる基金条例制定について

舞鶴市豊かな森を育てる基金条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市豊かな森を育てる基金条例

(設置)

第 1 条 森林の整備及び保全並びに森林資源の循環利用を進め、並びに森林の重要性について市民の理解を深めることにより、森林の多面的機能を維持し、及び増進するため、豊かな森を育てる府民税市町村交付金を財源として、舞鶴市豊かな森を育てる基金(以下「基金」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、「豊かな森を育てる府民税市町村交付金」とは、京都府豊かな森を育てる府民税条例(平成27年京都府条例第58号)に基づく府民税を原資として京都府から市町村に交付される交付金をいう。

(積立額)

第 3 条 基金として積み立てる額は、本市に交付された豊かな森を育てる府民税市町村交付金のうち、予算で定める額とする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他の最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる益金は、これを予算に計上して、第 1 条に規定する目的のために行う事業に要する経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第1条に規定する目的のために行う事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

森林の多面的機能を維持し、及び増進するため、豊かな森を育てる府民税市町村交付金を財源として、舞鶴市豊かな森を育てる基金を設置したいので提案する。

第 19 号議案

舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例の一部を改正する条例

舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例(平成 18 年条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「工場適地等」を「舞鶴市内」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条中第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条中「前条第 4 号イ」を「前条第 3 号イ」に、「前条第 4 号ア」を「前条第 3 号ア」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「工場適地等」を「舞鶴市内」に改める。

第 7 条中「限度額は」の右に「、1 の立地計画につき」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に事業所等の工事の着手又は土地及び建物の売買契約若しくは賃貸借契約の締結が行われる立地について適用する。

提案理由

企業の新規立地と市内既存企業の事業拡大を促進するため、補助金の交付対象となる立地の区域を工場適地等から舞鶴市内へと拡大する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 20 号議案

舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の一部を改正する条例

舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例(平成24年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「又は特別の設備等を設けようとする場合」を削る。

第14条中「11日」を「1年」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(特別の設備等の制限)

第16条の2 コミュニティ施設等利用者は、その利用に当たって、コミュニティ施設に特別の設備を設け、又はコミュニティ施設に変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

第24条第2項中「第15条まで」の右に「、第16条の2」を、「、第15条」の右に「、第16条の2」を加える。

別表第1項を次のように改める。

1 基本額は、次のとおりとする。

利用区分	午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10 時まで)	1 月(月の初日から当該月の末日まで)
施設区分					

スペース 1	平日	円 3,500	円 5,500	円 7,500	円 16,500	円 401,000
	土曜日	4,500	7,500	9,000	21,000	
	日曜日 休日					
スペース 2	平日	2,500	4,000	5,000	11,500	284,000
	土曜日	3,200	5,200	6,500	14,900	
	日曜日 休日					
スペース 3	平日	2,000	3,000	3,500	8,500	141,000
	土曜日	2,600	3,900	4,500	11,000	
	日曜日 休日					

備考 平日とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)以外の日をいう。

別表第2項中「全日」の右に「及び1月」を加え、同表第3項中「準備のために利用する場合」の右に「及び1月を単位として利用する場合」を加え、同表第4項中「利用時間を」を「利用承認を受けた期間を」に改め、「全日」の右に「又は1月」を加え、「利用時間区分」を「利用区分」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

コミュニティ施設の利用を促進するため、1月を単位とする利用を可能とする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 21 号議案

舞鶴市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
舞鶴市工場立地法に基づく準則を定める条例(平成25年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

工場立地法の改正に伴い、引用する同法の条項を改めたいので提案する。

第 22 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の右に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条第 1 項第 1 号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 13 条第 1 項第 1 号中「省令第 53 号」を「厚生省令第 53 号」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項第 1 号中「、また」を削り、「とし、山林所得金額並びに」を「とし、山林所得金額及び」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式

等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の右に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同項第 2 号中「26 万 5 千円」を「27 万円」に改め、同項第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市国民健康保険条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の改正に伴い保険料の所得割額等の算定の基礎に係る所得の規定を改めるとともに、国民健康保険法施行令の改正に準じ保険料の減額措置に係る所得基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 23 号議案

有本千壽子基金条例の一部を改正する条例制定について

有本千壽子基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

有本千壽子基金条例の一部を改正する条例

有本千壽子基金条例(昭和60年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「(運用益金等の処理)」に改め、同条中「収益」の右に「及び取り崩す基金」を加え、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(基金の取崩し)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、第1条に規定する基金の目的のために必要があると認める場合は、基金を取り崩し、当該目的のために要する費用に充てることができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

私立幼稚園における幼児教育の質の向上に向けた事業に充てるため、基金の取崩しに係る規定を追加したいので提案する。

第 24 号議案

舞鶴市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

舞鶴市老人デイサービスセンター条例(平成 9 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

(利用対象者)

第 7 条 センターを利用できる者は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づく介護保険の被保険者のうち 65 歳以上であるもの及び要介護者又は要支援者である 40 歳以上 65 歳未満であるもの並びにそれらの者の家族等とする。

第 8 条第 3 項第 1 号中「及び」を「若しくは」に、「算定した額」を「算定した費用の額又は介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

介護保険法の改正に伴い、老人デイサービスセンターにおいて、新たに創設された介護予防・日常生活支援総合事業を実施するため、センターの利用対象者を拡大するとともに、当該事業を受けた場合の利用料金を追加したいので提案する。

第 25 号議案

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市介護保険条例(平成 12 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削る。

附則中第 12 項を第 14 項とし、第 11 項を第 13 項とし、第 10 項の次に次の見出し及び 2 項を加える。

(平成 29 年度における保険料率の特例)

11 平成 29 年度における保険料率は、第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる者 28,580 円
- (2) 令附則第 20 条第 1 項第 2 号に掲げる者 38,110 円
- (3) 令附則第 20 条第 1 項第 3 号に掲げる者 41,290 円
- (4) 令附則第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる者 53,990 円
- (5) 令附則第 20 条第 1 項第 5 号に掲げる者 63,520 円
- (6) 次のいずれかに該当する者 73,050 円

ア 合計所得金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第 19 条第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が 125 万円以下である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 79,400 円
- ア 合計所得金額が 200 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 95,280 円
- ア 合計所得金額が 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 104,810 円
- ア 合計所得金額が 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 114,340 円
- ア 合計所得金額が 800 万円未満ある者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 127,040 円

12 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,410円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、平成29年度における介護保険料の段階の判定に関する特例を設けたいので提案する。

第 26 号議案

舞鶴市保健センター条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市保健センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市保健センター条例の一部を改正する条例

舞鶴市保健センター条例(平成12年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

施設を有効的に活用するため、機能訓練室を廃止したいので提案する。

第 27 号議案

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

目次中 「 第 4 節 運営に関する基準(第 51 条—第 60 条) を
第 4 章 認知症対応型通所介護 」

「 第 4 節 運営に関する基準(第 51 条—第 60 条)

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針(第 60 条の 2)

第 2 節 人員に関する基準(第 60 条の 3・第 60 条の 4)

第 3 節 設備に関する基準(第 60 条の 5)

第 4 節 運営に関する基準(第 60 条の 6—第 60 条の 20)

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針(第 60 条の 21・第 60 条の 22)

第 2 款 人員に関する基準(第 60 条の 23・第 60 条の 24)

第 3 款 設備に関する基準(第 60 条の 25・第 60 条の 26)

第 4 款 運営に関する基準(第 60 条の 27—第 60 条の 38)

第 4 章 認知症対応型通所介護

る基準に改める。

」
第 15 条中「及び第 68 条」を「、第 60 条の 6、第 60 条の 28 及び第 60 条の 29」
に改める。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針

(基本方針)

第 60 条の 2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 60 条の 3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第 4 節までにおいて「地

域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供して

いる時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市が定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談

室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市が定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サー

ビス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第 60 条の 7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 3 号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第 60 条の 8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 60 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第 60 条の 10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成

しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第 60 条の 11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 60 条の 12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 60 条の 13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 60 条の 14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 60 条の 15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 60 条の 16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第 60 条の 17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に

規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定

に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 60 条の 19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第 29 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 60 条の 20 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条及び第 54 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 60 条の 21 第 1 節から第 4 節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、

第 60 条の 31 に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。(以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 60 条の 22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 60 条の 23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が 1.5 に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が 1 以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち 1 人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第 60 条の 24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務

に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第60条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第60条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、

当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第 10 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第 60 条の 28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第 60 条の 29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第 60 条の 30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよ

う必要な援助を行うものとする。

- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第 60 条の 31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定居宅サービス等基準第 70 条第 1 項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 17 条第 1 項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第 60 条の 32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第 60 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第 60 条の 33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者がこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 60 条の 34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第 60 条の 35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第 60 条の 36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保す

るための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第 60 条の 37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第 2 項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第 29 条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 60 条の 7(第 3 項第 2 号を除く。)、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26

第4項」と読み替えるものとする。

第61条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第68条及び第69条を次のように改める。

第68条及び第69条 削除

第70条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の右に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第73条を次のように改める。

第73条 削除

第74条第4号中「第76条において同じ。」を削る。

第75条から第79条までを次のように改める。

第75条から第79条まで 削除

第79条の2を削る。

第80条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第60条の18第2項」に改め、同項第6号「第79条第2項」を「次条において準用する第60条の17第2項」に改める。

第81条中「及び第54条」を「、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第83条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の右に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第106条を次のように改める。

第106条 削除

第108条第2項第8号中「第106条第2項」を「次条において準用する第60条の17第2項」に改める。

第109条中「、第73条、第75条及び第78条」を「、第60条の11、第60条の

13、第 60 条の 16 及び第 60 条の 17」に、「第 73 条第 2 項」を「第 60 条の 11 第 2 項」に、「第 75 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替えるものとする」を、「第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第 128 条第 2 項第 7 号中「第 106 条第 2 項」を「第 60 条の 17 第 2 項」に改める。

第 129 条中「第 73 条、第 78 条」を「第 60 条の 11、第 60 条の 16、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」に、「第 105 条及び第 106 条第 1 項から第 4 項まで」を「及び第 105 条」に、「第 73 条第 2 項」を「第 60 条の 11 第 2 項」に改め、「第 4 節」との右に「第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と」を加え、「第 106 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第 149 条第 2 項第 8 号中「第 106 条第 2 項」を「第 60 条の 17 第 2 項」に改める。

第 150 条中「第 73 条、第 77 条、第 78 条、第 100 条及び第 106 条第 1 項から第 4 項まで」を「第 60 条の 11、第 60 条の 15、第 60 条の 16、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで及び第 100 条」に、「第 73 条第 2 項」を「第 60 条の 11 第 2 項」に、「第 106 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と」に改める。

第 152 条第 13 項中「(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）」を削る。

第 178 条第 2 項第 7 号中「第 106 条第 2 項」を「第 60 条の 17 第 2 項」に改める。

第179条中「第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第191条中「第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第203条第2項第10号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第204条中「第73条、第75条、第78条」を「第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17」に、「及び第101条から第107条」を「、第101条から第105条まで及び第107条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附則第5項中「(平成26年法律第83号)」を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、地域密着型通所介護に係る基準を追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 28 号議案

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例(平成 25 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 45 条第 6 項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の右に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第 87 条中「第 39 条、第 40 条」の右に「(第 5 項を除く。)」を加え、「第 57 条、第 60 条中」を「第 57 条中」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業員の兼務に関する特例を設ける等所要の改正を行いたいので提案する。

第 29 号議案

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成 27 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 115 条の 46 第 4 項」を「第 115 条の 46 第 5 項」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項」を「第 140 条の 68 第 1 項第 1 号」に改め、「修了した者」の右に「であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 25 年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者に対するこの条例による改正後の舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例第 3 条第 1 項第 3 号

の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号

提案理由

介護保険法施行規則の改正に準じ、主任介護支援専門員の要件について、更新に必要な研修を修了していることを追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 30 号議案

舞鶴市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例制定について

舞鶴市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例

舞鶴市養護老人ホーム設置条例(昭和 60 年条例第 5 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

本市が設置・運営する養護老人ホーム舞鶴市安岡園を民間に移譲するため、本条例を廃止したいので提案する。

第 31 号議案

舞鶴市上下水道事業審議会条例制定について

舞鶴市上下水道事業審議会条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市上下水道事業審議会条例

(設置)

第 1 条 水道事業及び下水道事業の効率的かつ効果的な運営を図るため、舞鶴市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営に関する重要な事項について調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道又は下水道の使用者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(舞鶴市水道事業審議会条例の廃止)

3 舞鶴市水道事業審議会条例(平成27年条例第6号)は、廃止する。

提案理由

水道事業及び下水道事業の効率的かつ効果的な運営を図るため、上下水道事業審議会を置くこととし、その組織、運営等必要な事項を定めたいので提案する。

第 32 号議案

舞鶴市駐車場基金条例制定について

舞鶴市駐車場基金条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市駐車場基金条例

(設置)

第 1 条 駐車場の設置、改修、維持管理又は運営に要する経費の財源に充てるため、舞鶴市駐車場基金(以下「基金」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「駐車場」とは、舞鶴市駐車場条例(昭和 52 年条例第 25 号)に定める駐車場をいう。

(積立額)

第 3 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他の最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる益金は、これを予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、駐車場の設置、改修、維持管理又は運営に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

駐車場の設置、改修、維持管理又は運営に要する経費の財源に充てるため、舞鶴市駐車場基金を設置したいので提案する。

第 33 号議案

舞鶴市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市道路占用料条例の一部を改正する条例

舞鶴市道路占用料条例(昭和 29 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(督促手数料及び延滞金)

第 8 条 占用料を納期限までに納付しない者については、分担金等に係る規制等に関する条例(昭和 39 年条例第 21 号)第 3 条、第 4 条及び附則第 4 項の規定を適用する。この場合において、同条例第 3 条第 3 項及び附則第 4 項中「年 14.6 パーセント」とあるのは「年 14.5 パーセント」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

占用料を納期限までに納付しない者に対する督促手数料、延滞金及び滞納処分について分担金等に係る規制等に関する条例の規定を適用することを規定する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 34 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 舞鶴市都市公園条例(昭和33年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第1号中「有料公園施設(舞鶴引揚記念館を除く。次条及び第10条の2において同じ。)」を「指定管理者管理公園の有料公園施設」に改め、「(以下「有料公園施設等」という。)」を削る。

第2条の4中「有料公園施設」の右に「(舞鶴引揚記念館を除く。第4条の2第1項において同じ。)」を加える。

第4条の2第1項中「有料公園施設等及び」を「有料公園施設及びその附属設備(以下「有料公園施設等」という。)並びに」に改め、「指定管理者」の右に「(西運動公園にあっては、市長。以下次条までにおいて同じ。)」を加える。

第9条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(使用料)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第9条の2 西運動公園の有料公園施設等の利用許可を受けた者は、市長に対し、使用料を納付しなければならない。

2 西運動公園の有料公園施設の使用料は別表第2の2に、西運動公園の有料公園施設の附属設備の使用料は規則に定めるとおりとする。

第10条の見出しを「(使用料の減免等)」に改め、同条第1項中「使用料」を「第9条第1項の使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第10条の2第4項、第10条の3及び第10条の4の規定は、前条の使用料の前納、減免及び不返還について準用する。この場合において、これらの規定中「利用

料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第10条の2第1項中「有料公園施設等」を「指定管理者管理公園の有料公園施設等」に改め、同条第3項中「有料公園施設」を「指定管理者管理公園の有料公園施設」に改める。

第13条第2項中「第1項から第3項まで及び」を「第1項中「指定管理者(西運動公園にあっては、市長。以下次条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、同条第2項及び第3項並びに」に改める。

別表第1に次のように加える。

西運動公園	舞鶴市字上安久、字円満寺地内
-------	----------------

別表第2中「テニスコート」を「人工芝テニスコート」に改め、同表に次のように加える。

西運動公園	屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド)	
-------	---------------------------	--

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2(第9条の2関係)

西運動公園に係る屋外運動施設使用料

施設名		利用時間		
		午前(午前 9 時から午後 1 時まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	全日(午前 9 時から午後 5 時まで)
人工芝グラウンド	全面	円 15,200	円 15,200	円 30,400
	2分の1	7,600	7,600	15,200
多目的グラウンド	全面	1,200	1,200	2,400
	2分の1	600	600	1,200

備考

- この表に定める利用時間以外の時間に利用した場合の使用料は、人工芝グラウンドにあっては1時間につき3,800円(2分の1利用の場合は1,900円)、多目的グラウンドにあっては300円(2分の1利用の場合は150円)とする。
- 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利若しくは宣伝を目的と

する催物のために利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

3 児童、生徒等が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の半額とする。

4 この表の午前及び午後の区分は、1時間を単位とする場合を含む。

別表第3第1項中「屋外運動施設利用料金」を「東舞鶴公園及び前島みなと公園に係る屋外運動施設利用料金」に、「テニスコート」を「人工芝テニスコート」に改める。

第2条 舞鶴市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2西運動公園の項中「多目的グラウンド」の右に「、クレーテニスコート」を加える。

別表第2の2に次の1項を加える。

クレーテニスコート(一面につき)	800	800	1,600
------------------	-----	-----	-------

別表第2の2備考1中「150円)」の右に「、クレーテニスコートにあつては1時間につき200円」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成29年7月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の舞鶴市都市公園条例の規定による西運動公園の有料公園施設及びその附属設備の利用の許可の申請、利用の許可その他の行為については、この条例の施行前においても、行うことができる。

提案理由

国有財産である土地が本市に譲与されることに伴い、当該土地を都市公園とし、その名称、有料公園施設等を規定したいので提案する。

第 35 号議案

市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

市営住宅管理条例の一部を改正する条例

市営住宅管理条例(昭和 40 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

別表平成 5 年度建設の住宅の項及び平成 7 年度建設の住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

平成 5 年度及び平成 7 年度建設の 1 戸建て市営住宅の譲渡に伴い、当該年度建設の住宅の家賃を家賃表から削除したいので提案する。

第 36 号議案

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例制定について

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例

(舞鶴市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 舞鶴市水道事業給水条例(平成10年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第23条の2第3項中「個別受給給水契約」を「個別需給給水契約」に改める。

附則に次の1項を加える。

(簡易水道事業の統合に伴う経過措置)

- 7 舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例(平成29年条例第 号)の施行前に、同条例附則第2項の規定による廃止前の舞鶴市簡易水道事業給水条例(平成10年条例第10号。以下この項において「旧簡易水道事業給水条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。ただし、旧簡易水道事業給水条例の規定により課した、又は課すべき料金、分担金、手数料その他の費用の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1中「字平」の右に「、字佐波賀、字千歳、字大丹生、字瀬崎、字三浜、字小橋」を、「字十倉」の右に「、字真倉」を、「字下安久」の右に「、字桑飼上、字桑飼下、字地頭、字大俣、字滝ヶ字呂、字長谷、字上漆原、字下漆原、字下見谷、字河原、字西方寺、字富室、字岡田由里、字久田美、字志高、字大川」を、「字八田」の右に「、字八戸地」を加える。

(舞鶴市簡易水道事業設置条例の廃止)

第2条 舞鶴市簡易水道事業設置条例(平成10年条例第9号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(舞鶴市簡易水道施設建設改良基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 舞鶴市簡易水道施設建設改良基金条例(昭和40年条例第33号)

(2) 舞鶴市簡易水道事業給水条例(平成10年条例第10号)

(3) 舞鶴市簡易水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年条例第25号)

(舞鶴市簡易水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行前にした同項の規定による廃止前の舞鶴市簡易水道事業給水条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(舞鶴市特別会計条例の一部改正)

4 舞鶴市特別会計条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

(重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例の一部改正)

5 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「(簡易水道を除く。)」を削る。

(舞鶴市公設浄化槽条例の一部改正)

6 舞鶴市公設浄化槽条例(平成17年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第19条中「(簡易水道を含む。)」を削る。

提案理由

簡易水道事業を水道事業に経営統合するため、水道事業の給水区域を追加するとともに、簡易水道事業を廃止する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 37 号議案

辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画(平成 26 年 3 月策定)について、野原、田井、松尾・杉山、上根、池内及び岡田中の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画を、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)に基づき、別紙のとおり変更する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 野原 辺地
 辺地人口 603 人
 面 積 18.4 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 野原、三浜、小橋
- (2) 地域の中心位置 字三浜小字村中 751
- (3) 辺地度数 121 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北北東端にあり、市街地から約 15 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落であり、地域の活性化と産業振興を図ることを目的として観光・レクリエーション施設を整備するとともに、市街地と集落とを結ぶ道路の整備や漁業経営近代化施設の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を図るため、飲用水供給施設の整備を行うとともに、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 26 年度から平成 28 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	131,500	—	131,500	131,500
飲用水供給施設※1	〃	38,000	23,800	14,200	14,200
〃 ※2	〃	322,800	224,200	98,600	98,600
観光・レクリエーション施設	〃	19,000	—	19,000	19,000

消 防 施 設	〃	4,300	—	4,300	4,300
漁業経営近代化施設	〃	3,968	3,340	628	600
合 計		519,568	251,340	268,228	268,200

※1 西大浦辺地、八雲辺地と共通

※2 田井辺地と共通

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 311 人
 面積 12.0 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺地度数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図るため、漁業経営近代化施設の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を目的として、飲用水供給施設の整備を行うとともに、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプを配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 26 年度から平成 28 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市		322,800	224,200	98,600	98,600
消 防 施 設	〃		1,591	—	1,591	1,500
漁業経営近代化施設	〃		6,131	5,160	971	900
合 計			330,522	229,360	101,162	101,000

※ 野原辺地と共通

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 松尾・杉山 辺地
 辺地人口 73 人
 面 積 2.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 松尾、杉山
- (2) 地域の中心位置 字松尾小字中西 248
- (3) 辺地度数 172 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の東端、標高 670.6mの青葉山の中腹にあり、市街地から約 10 km離れた農業中心の山村であり、地域の産業振興を図ることを目的に、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 26 年度から平成 28 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	56,000	—	56,000	56,000
合	計	56,000	—	56,000	56,000

別紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 上根 辺地
 辺地人口 122 人
 面積 6.6 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 上根、寺田
- (2) 地域の中心位置 字上根小字清水ノ尻 90
- (3) 辺地度数 113 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、西市街地の南東約 19 km離れた山間部にあり、周囲は急峻な山に囲まれている農業中心の地域であり、地域の産業振興を図るため、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を目的として、飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 26 年度から平成 28 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	361,000	250,400	110,600	110,600
道路(産業振興)	〃	54,400	—	54,400	54,400
合 計		415,400	250,400	165,000	165,000

※ 池内辺地と共通

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 池内 辺地
 辺地人口 84 人
 面積 9.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 岸谷、白滝
- (2) 地域の中心位置 字岸谷小字野手 235 の 1
- (3) 辺地度数 124 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の南端にあり、市街地から約 11 km離れた山間地の農村地域であり、地域の産業振興を図ることを目的に、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を目的として、飲用水供給施設の整備や、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプを配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 26 年度から平成 28 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	361,000	250,400	110,600	110,600
道路(産業振興)	〃	72,600	—	72,600	72,600
消 防 施 設	〃	1,591	—	1,591	1,500
合 計		435,191	250,400	184,791	184,700

※ 上根辺地と共通

提案理由

野原辺地、田井辺地、松尾・杉山辺地、上根辺地、池内辺地及び岡田中辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更したいので提案する。

参 考

総 合 整 備 計 画 書(平成 26 年 3 月策定)

京都府舞鶴市 野原 辺地
 辺地人口 603 人
 面 積 18.4 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 野原、三浜、小橋
- (2) 地域の中心位置 字三浜小字村中 751
- (3) 辺地度数 121 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北北東端にあり、市街地から約 15 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落であり、地域の活性化と産業振興を図ることを目的として観光・レクリエーション施設を整備するとともに、市街地と集落とを結ぶ道路の整備や漁業経営近代化施設の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を図るため、飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 26 年度から平成 28 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	131,500	—	131,500	131,500
飲用水供給施設※1	〃	38,000	23,800	14,200	14,200
〃 ※2	〃	310,000	215,100	94,900	94,900
観光・レクリエーション施設	〃	19,000	—	19,000	19,000
漁業経営近代化施設	〃	3,968	3,340	628	600
合 計		502,468	242,240	260,228	260,200

※1 西大浦辺地、八雲辺地と共通

※2 田井辺地と共通

参 考

総合整備計画書(平成26年3月策定)

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 311 人
 面積 12.0 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺地度数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図るため、漁業経営近代化施設の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を目的として、飲用水供給施設の整備を行うとともに、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプを配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成26年度から平成28年度まで3年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	310,000	215,100	94,900	94,900
消 防 施 設	〃	1,591	—	1,591	1,500
漁業経営近代化施設	〃	6,131	5,160	971	900
合 計		317,722	220,260	97,462	97,300

※ 野原辺地と共通

参 考

総合整備計画書(平成26年3月策定)

京都府舞鶴市 松尾・杉山 辺地
 辺地人口 73 人
 面積 2.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 松尾、杉山
- (2) 地域の中心位置 字松尾小字中西 248
- (3) 辺地度数 172 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の東端、標高 670.6m の青葉山の中腹にあり、市街地から約 10km 離れた農業中心の山村であり、地域の産業振興を図ることを目的に、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成26年度から平成28年度まで3年間)

(単位:千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市		18,000	—	18,000	18,000
合	計		18,000	—	18,000	18,000

参 考

総 合 整 備 計 画 書(平成 26 年 3 月策定)

京都府舞鶴市	上根	辺地
辺地人口	122	人
面 積	6.6	km ²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 上根、寺田
- (2) 地域の中心位置 字上根小字清水ノ尻 90
- (3) 辺地度数 113 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、西市街地の南東約 19km 離れた山間部にあり、周囲は急峻な山に囲まれている農業中心の地域であり、地域の産業振興を図るため、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を目的として、飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 26 年度から平成 27 年度まで 2 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市		301,000	208,500	92,500	92,500
道路(産業振興)	〃		33,000	—	33,000	33,000
合 計			334,000	208,500	125,500	125,500

※ 池内辺地と共通

参 考

総合整備計画書(平成26年3月策定)

京都府舞鶴市 池内 辺地
 辺地人口 84 人
 面積 9.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 岸谷、白滝
- (2) 地域の中心位置 字岸谷小字野手 235 の 1
- (3) 辺地度数 124 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の南端にあり、市街地から約 11 km離れた山間地の農村地域であり、地域の産業振興を図ることを目的に、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を目的として、飲用水供給施設の整備や、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプを配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成26年度から平成28年度まで3年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	301,000	208,500	92,500	92,500
道路(産業振興)	〃	72,600	—	72,600	72,600
消 防 施 設	〃	1,591	—	1,591	1,500
合 計		375,191	208,500	166,691	166,600

※ 上根辺地と共通

参 考

総合整備計画書(平成26年3月策定)

京都府舞鶴市 岡田中 辺地
 辺地人口 427 人
 面積 29.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河原、富室、下見谷、長谷、上漆原、
下漆原、西方寺
- (2) 地域の中心位置 字西方寺小字前田 279
- (3) 辺地度数 110 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の西端にあり、市街地から約15km離れた山間地の農林業中心の集落であり、地域の農林業振興を図るため、市街地と集落を結ぶ道路及び林道の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(平成26年度から平成28年度まで3年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	223,200	11,990	211,210	211,100
合	計	223,200	11,990	211,210	211,100

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号) 抜 粋

(定義)

第 2 条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

- (1) 電灯用電気供給施設
- (2) 道路及び渡船施設
- (3) 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎
- (4) 診療施設
- (5) 飲用水供給施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

(総合整備計画の策定等)

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備しようとする公共的施設
- (2) 整備の方法
- (3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項につい

て定めるよう努めるものとする。

(1) 整備を必要とする辺地の事情

(2) その他総務省令で定める事項

4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

(第6項及び第7項 略)

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第 38 号議案

辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 野原 辺地
 辺地人口 559 人
 面 積 18.4 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 野原、三浜、小橋
- (2) 地域の中心位置 字三浜小字村中 751
- (3) 辺地度数 121 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北北東端にあり、市街地から約 15 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度 1 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	58,000	35,000	23,000	23,000
合	計	58,000	35,000	23,000	23,000

※ 田井辺地と共通

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 283 人
 面積 12.0 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺地度数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図るため、漁業経営近代化施設の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を目的として、飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度から平成 31 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市		58,000	35,000	23,000	23,000
漁業経営近代化施設	〃		107,480	72,040	35,440	32,900
合	計		165,480	107,040	58,440	55,900

※ 野原辺地と共通

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 松尾・杉山 辺地
 辺地人口 61 人
 面 積 2.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 松尾、杉山
- (2) 地域の中心位置 字松尾小字中西 248
- (3) 辺地度数 172 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の東端、標高 670.6m の青葉山の中腹にあり、市街地から約 10 km 離れた農業中心の山村であるため、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度から平成 31 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	74,800	—	74,800	74,800
合	計	74,800	—	74,800	74,800

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 上根 辺地
 辺地人口 101 人
 面積 6.6 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 上根、寺田
- (2) 地域の中心位置 字上根小字清水ノ尻 90
- (3) 辺地度数 113 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、西市街地の南東約 19 k m離れた山間部にあり、周囲は急峻な山に囲まれている農業中心の地域であるため、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、飲用水供給施設の整備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度から平成 31 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市		44,000	26,100	17,900	17,900
消 防 施 設	〃		2,200	—	2,200	2,200
道路(産業振興)	〃		30,000	—	30,000	30,000
合 計			76,200	26,100	50,100	50,100

※ 池内辺地と共通

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 池内 辺地
 辺地人口 75 人
 面積 9.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 岸谷、白滝
- (2) 地域の中心位置 字岸谷小字野手 235 の 1
- (3) 辺地度数 124 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の南端にあり、市街地から約 11 km離れた山間地の農村地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、飲用水供給施設を整備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度から平成 31 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設※	舞鶴市	44,000	26,100	17,900	17,900
道路(産業振興)	〃	60,000	—	60,000	60,000
合 計		104,000	26,100	77,900	77,900

※ 上根辺地と共通

別 紙

総合整備計画書

京都府舞鶴市 岡田上 辺地
 辺地人口 242 人
 面積 13.2 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大俣、小俣、滝ヶ字呂
- (2) 地域の中心位置 字地頭小字角村 1045
- (3) 辺地度数 104 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の西端にあって、市街地から約 16 k m離れた山間地の農村地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度から平成 31 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市		15,000	—	15,000	15,000
消 防 施 設	〃		2,200	—	2,200	2,200
合	計		17,200	—	17,200	17,200

総合整備計画書

京都府舞鶴市 岡田中・八雲 辺地
 辺地人口 342 人
 面積 24.2 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河原、下見谷、長谷、上漆原、下漆原、和江
- (2) 地域の中心位置 字和江小字平田 552
- (3) 辺地度数 114 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の西端にあつて、市街地から北西約 12 k m離れた山間地の農林業中心の集落であり、地域の農林業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路及び林道の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(平成 29 年度から平成 31 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	181,300	11,220	170,080	170,000
合	計	181,300	11,220	170,080	170,000

提案理由

野原ほか6 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定したいので提案する。

第 39 号議案

市道路線の認定及び変更について

下記のとおり市道路線を認定し、及び変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 認定する路線

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
三反田藤津線	舞鶴市字上東小字三反田 245 番 7 から	
	舞鶴市字上東小字藤津 1018 番 1 まで	
イ子下堀町線	舞鶴市字八田小字イ子下 826 番 4 から	
	舞鶴市字八田小字堀町 1210 番 3 まで	

2 変更する路線

路線名	変更	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
八雲病院線	前	舞鶴市字八田小字下中野 745 番 1 から	
		舞鶴市字八田小字イノダ 944 番 まで	
	後	舞鶴市字八田小字上中野 727 番 5 から	
		舞鶴市字八田小字イノダ 944 番 まで	

提案理由

上東地区ほか1地区の路線の市道認定及び八田地区の市道路線の変更を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。